

指定特定相談支援事業所クランク 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所と利用契約を締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当事業所の概要や指定計画相談支援の内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 事業者

事業者の名称	有限会社 親和
法人所在地	広島県福山市鞆町鞆 5 5 2 番地
代表者氏名	代表取締役 羽田 富美江
電話番号	0 8 4 - 9 8 2 - 4 1 1 0

2 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所クランク		
所在地	広島県福山市鞆町後地 1144 番地		
管理者氏名	丸岡 京子		
電話番号	090-4759-7752	FAX 番号	050-3535-5576

3 事業所の目的と運営方針

事業の目的	有限会社親和が設置する相談支援事業所クランクの行う事業は、利用者が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく相談支援サービスを適切に提供することを目的とする。
事業の方針	1 この事業所の行う相談支援は、利用者が基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが出来るように配慮するとともに、利用者・家族等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 2 相談支援は、利用者に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行い、その選定理由の説明を利用者またはその家族へ行います。 3 市及び事業所との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めます。 4 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。 5 関係法令等を遵守します。

4 営業日及び地域

営業日・営業時間	営業日は、月曜日から金曜日（ただし8月13日から16日まで、及び12月30日から1月3日までを除きます。） 営業時間は、午前9時00分～午後6時
実施地域	福山市

5 職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	事業所の職員及び業務の管理	1名（常勤相談支援専門員兼務）
相談支援専門員	相談支援の提供	1名（常勤管理）

6 職員の職務内容

管理者	従業員の管理・相談支援等の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため指揮命令を行います。
相談支援専門員	【基本相談支援】障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市や障害児・者福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。 【障害児支援利用計画及びサービス等利用計画】障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係る障害児支援利用計画及びサービス等利用計画の案を作成します。また、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画及びサービス等利用計画の作成を行います。 【モニタリング】支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス、相談支援計画を利用することが適切であるかどうか、見直しを行います。また、見直しの結果に基づき、相談支援計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整又は新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

7 相談支援の流れ

①アセスメント（状況把握）	相談支援専門員は、相談支援計画の作成に関する業務を担当します。利用者の居宅等を訪問し、置かれている状況や希望する生活、解決すべき課題等を把握します。（アセスメントという）
②サービス等利用計画案の作成	相談支援専門員は、相談支援計画の作成の開始にあたっては、当該地域における障害児・者福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児・者及びその家族等に対して提供し、サービスの選択を求めます。 また、相談支援専門員は、提供される障害児・者福祉サービス等の目標及びその達成時期、種類、内容、量、留意事項等を記載した相談支援計画案を作成します。
③サービス等利用計画案の説明と交付	相談支援計画案に盛り込んだ障害児・者福祉サービス等について、障害児・者及びその家族に説明し、同意を受けると共に、相談支援計画案を障害児・者及びその家族に交付します。

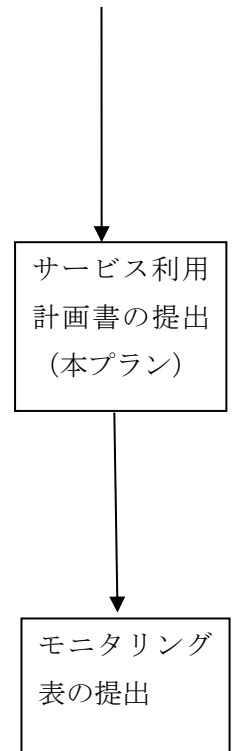
行政手続き

計画相談
支援給付
費/障害児
相談支援
給付費
やサービ
ス利用の
申請手続
き

サービス等
計画案の提
出

受給者証が届く（必ず相談員へご連絡ください）

④サービス等担当者会議の開催	相談支援専門員は、支給決定を踏まえて必要に応じて相談支援計画案の変更を行い、障害児・者福祉サービス事業者等と連絡調整を行います。また、サービス担当者会議を開催し、相談支援計画案の内容について説明し、担当者からの専門的な意見を求めるものとします。
⑤サービス等利用計画の説明と交付	相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた相談支援計画を作成し、障害児・者及びその家族等に説明し、同意を受けるとともに、相談支援計画を障害児・者及びその家族等や担当者に交付します。
⑥モニタリング	相談支援専門員は、相談支援計画の作成後、障害児・者及びその家族等や障害児・者福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行い、作成した相談支援計画の実施状況を把握し（「モニタリング」という）、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、モニタリングに当たっては、厚生労働省令で定める期間ごとに障害児・者及びその家族等の居宅等を訪問し、その結果を記録します。
⑦サービス等利用計画の変更	新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行います。
⑧入所施設等への紹介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が指定障がい者施設等への入所や精神科病院への入院を希望する場合には、施設等への紹介等を行います。



8 利用料金

指定計画相談支援	事業者が法律の規定に基づいてサービス利用料金に相当する給付を受領する場合は利用者負担額は発生しません。（法定代理受領）ただし、利用者の意向により給付費を自ら市へ請求する場合には、国が定める基準により算定した給付費を事業者に支払うものとします。
交通費	通常の利用サービス提供地域以外の地域についてのみ、所定の交通費（実費相当）が必要となります。自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から1km当たり40円とします。

9 サービス提供の記録

当事業所では、相談支援計画の提供に関する記録を整備し、サービス提供日から5年間保存します。

また、障害児・者及びその家族等が他の相談支援事業所の利用を希望する場合、その他申し出があった場合には、直近の相談支援計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

10 当事業所にて保存している記録

- ・福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ・個々の利用者ごとに次の事項を記載した相談支援台帳
障害児支援利用計画案及び障がい児支援利用計画
サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
アセスメントの記録/サービス担当者会議等の記録/モニタリング結果の記録
- ・関係機関からの情報提供に関する資料
- ・契約書/重要事項説明書
- ・利用者負担に関する関係書類/利用者に関する市への通知に係る記録
- ・利用者からの苦情の内容等の記録/事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

11 苦情の受付について

【事業者の窓口】	相談支援事業所クランク 管理者 丸岡京子 電話 090-4759-7752
【法人窓口】	有 限 会 社 親 和 鞆 の 浦 ・ さ く ら ホ ー ム 苦情箱（事務所前に設置） 電話 084-982-4110
【市町村の窓口】	福山市障がい福祉課 電話 084-928-1208 FAX 084-927-0294
【公的団体の窓口】	広島県福祉サービス運営適正化委員会 電話 082-254-3419

12 秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②指定計画相談支援事業所の従業員及び管理者（以下「従業者」という。）は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 3 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、ほかの障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（神によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料が必要な場合は、利用者の負担となります。）

1 4 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定計画相談の提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定計画相談の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償

1 5 虐待防止のための措置

当事業所では、障害児・者及びその家族等に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者は管理者とする
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置

1 6 緊急の連絡先

緊急時に必要な処置を講じる場合は、下記のご家族様等へ速やかにご連絡しますので、記載をお願いします。

氏名		氏名	
住所		住所	
電話番号		電話番号	
続柄等		続柄等	

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年月13日厚生労働省令第28号）」第5条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

法人名	有限会社 親和
所在地	広島県福山市鞆町鞆552番地
事業所名	相談支援事業所クランク
説明者氏名	丸岡 京子

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者住所	
利用者氏名	

代理人住所	
代理人氏名	

個人情報利用同意書

私（及び私の家族）の個人情報については、下記により必要最低限の範囲内で使用することに同意します。
記

1 使用目的

- （１） 特定指定相談支援事業者の支援を受けるにあたって、相談支援専門員と障がい福祉サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- （２） 上記（１）の外、相談支援専門員又は障がい福祉サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- （３） 現に障がい福祉サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院に行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- （４） 当事業者で、本業及び関連する事業の事務において必要な場合。

2 個人情報を提供する事業者

- （１） サービス利用計画に掲載されている障がい福祉サービス事業者
- （２） 病院又は診療所（体調を崩し又はケガなどで診療することになった場合）

3 使用する期間

相談支援サービスの提供を受けている間

4 使用する条件

- （１） 個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払う。
- （２） 個人情報を使用した会議・相手方・個人情報の利用の内容等の経過を記録する。

年 月 日

指定特定相談支援事業所

相談支援事業所クランク 様

利用者 住所
氏名

印

家族等 住所
氏名

印

利用者は、身体状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

代筆者 住所：

氏名：

印

続柄：